

徳島県訓令第九号

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

東 府 中 一  
各 部 各  
セ ン タ  
総 合 県 民 局 等 局 般

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四健康寿命推進課の国保運営室の項部長の欄中第二十号を第十九号とし、第二十号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、同表林業振興課の項部長の欄中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項課長の欄中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号から第三十号までを二号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和七年十二月二十五日から施行する。